

NO! 大麻!

あなたの未来に大麻はしらない!

一回くらい
やってみようかな



大麻の使用は犯罪

**あなただけでなく、
大切な人を巻き込んで、
悲しい将来を招きます**

薬物[大麻]を所持・使用するとどんな影響があるか?~「自分ごと」として考えよう!!



学校生活・進学
● 学校を退学...
● クラブ活動の休止、
大会の出場停止...



仕事・生活
● 就職内定の取消し...
● 会社をクビに...
● 薬物欲しさに
借金を重ね...



友達・仲間
● 友達が自分から
離れていく
● 周りが薬物仲間
だけに...



家族
● 薬物の影響で
家族に暴力...
● 薬物で逮捕され、
家族に迷惑を...



警察庁



鹿児島県警察本部

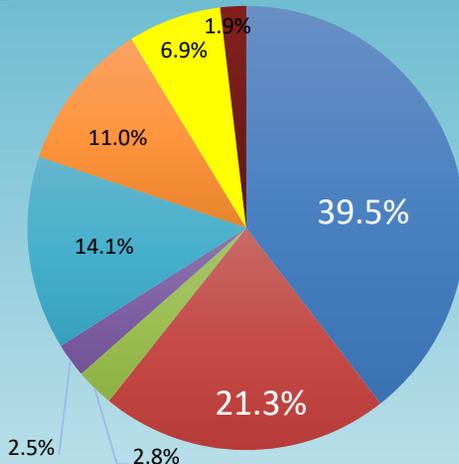
少年による大麻乱用の実態

少年が大麻を初めて使用した動機は「好奇心・興味本位」が最多であり、次いで「その場の雰囲気」が多く、使用したきっかけは「誘われて」が最多と身近な環境に影響を受けて、短絡的かつ享乐的に大麻に手を出す傾向があります。

◆ 大麻を初めて使用した動機(20歳未満)

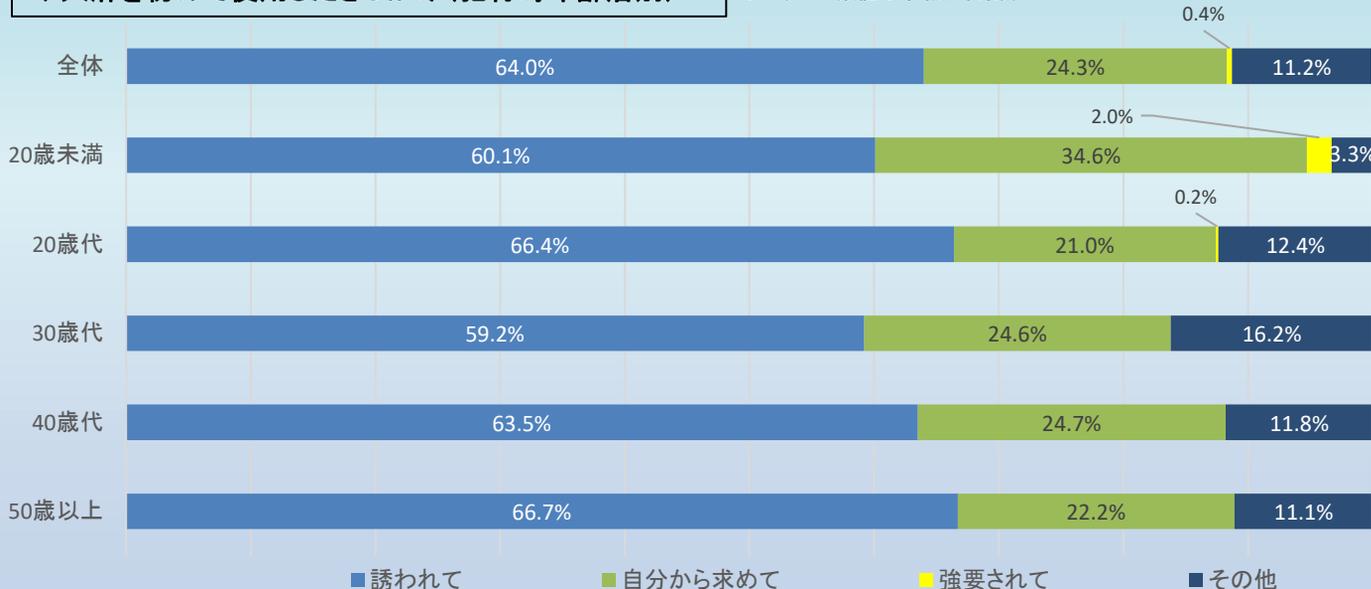
※グラフの数値は令和6年集計

- 好奇心・興味本位
- その場の雰囲気
- クラブ・音楽イベント等の高揚感
- パーティー感覚
- ストレス発散・現実逃避
- 多幸感・陶酔効果
- 好きなアーティスト・音楽の影響
- その他



◆ 大麻を初めて使用したきっかけ(犯行時年齢層別)

※グラフの数値は令和6年集計



大麻に関する法規制の改正

令和6年12月12日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行されました。

◆ **大麻等※1の所持、施用※2** ➡ **7年以下の拘禁刑** (営利目的以外)

※1 大麻及びその有害成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール: 幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制されている成分)をいいます。

※2 大麻等を不正に身体に投与・服用することは、麻薬及び向精神薬取締法で「施用」として処罰されます。

大麻は所持だけでなく、使用も犯罪です！